

## 綾瀬市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体が行う事業の経費に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者等)

第2条 補助対象者、補助目的、補助対象経費、補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

### (申請書の提出期日)

第3条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出期日は、5月末日までとする。

### (決定通知)

第4条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、社会教育関係団体事業費補助金交付決定通知書（別記様式）により通知するものとする。

### (申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付の決定を受けた日から15日を経過した日までとする。

### (実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期日は、当該補助金の交付を受けた年度終了後の5月20日までとする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象者	補助目的	補助対象経費	補助限度額
綾瀬市PTA連絡協議会	PTA活動の推進と児童生徒の健全育成及び社会教育の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA活動の推進及び会員の資質向上に関する経費</li> <li>・家庭教育の推進に関する経費</li> <li>・指導者の育成に関する経費等</li> </ul>	250,000円
綾瀬市文化団体連盟	郷土文化の発展及び文化活動の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術活動の普及、啓発及び会員の資質向上に関する経費等</li> </ul>	200,000円
綾瀬市民俗芸能保存協会	市民共有の財産である伝統芸能を後世に継承、保護し、郷土芸能の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民俗芸能の普及啓発に関する経費</li> <li>・民俗芸能の保存伝承に関する経費</li> <li>・綾瀬市郷土芸能大会に関する経費等</li> </ul>	114,000円

別記様式（第4条関係）

社会教育関係団体事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請があった 年度綾瀬市社会教育関係団体事業費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

(事務担当は、 )